

「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1 . 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2 . 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	2
3 . 上場申請に係る宣誓書	3
4 . 上場市場の変更申請に係る宣誓書	4
5 . 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	5
6 . 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	7
7 . 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	11

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(<u>上場申請に係る宣誓書</u>)</p> <p><u>第3条の2 株券又は優先出資証券の上場を申請する新規上場申請者は、当該申請を行う時に、本所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。</u></p> <p>(上場市場の変更)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>6 上場市場変更申請者は、Q Boardからの上場市場の変更又はQ Boardへの上場市場の変更の申請を行う時に、本所所定の上場市場の変更申請に係る宣誓書を提出するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年8月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者又はQ Boardからの上場市場の変更若しくはQ Boardへの上場市場の変更を申請する者から適用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(上場市場の変更)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、<u>有価証券上場規程第3条の2若しくは第12条の2第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合</u></p> <p>(13)~(16) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年8月1日から施行する。</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(Q Board上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1)~(11) (略)</p> <p>(12) 上場契約違反等</p> <p>上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなる こととなった場合</p> <p>(13)~(16) (略)</p>

上場申請に係る宣誓書

平成 年 月 日

証券会員制法人福岡証券取引所

理事長

殿

本店所在地 _____

会 社 名 _____ 印

代 表 者 の

役 職 氏 名 _____ 印

_____ は、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）
への上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請及び上場審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載し
てあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。
- 3 前2項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規
定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行なう一切の措置に異議を申し
立てません。

上場市場の変更申請に係る宣誓書

平成 年 月 日

証券会員制法人福岡証券取引所

理事長 殿

本店所在地 _____

会 社 名 _____ 印

代 表 者 の

役 職 氏 名 _____ 印

_____ は、証券会員制法人福岡証券取引所（以下「取引所」という。）
への上場市場の変更申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場市場の変更申請及び当該変更に係る審査において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。
- 3 前2項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行なう一切の措置に異議を申し立てません。

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(3) (略) (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q Boardへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。 a～c (略) <u>cの2 新規上場申請者の企業グループ（株券上場審査基準第2条第1項に規定する新規上場申請者の企業グループをいう。以下同じ。）の主要な事業活動の前提となる事項（主要な業務又は製商品に係る許可、認可、免許若しくは登録又は販売代理店契約若しくは生産委託契約（以下このcの2において「許認可等」という。）をいう。以下このcの2において同じ。）に係る次に掲げる事項を記載した書面</u> <u>(a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項</u> <u>(b) 当該許認可等の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限</u> <u>(c) 当該許認可等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には、当該事由</u> <u>(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨</u> d～o (略) (5) (略)</p>	<p>2. 第3条（新規上場申請手続）第2項関係 (1)～(3) (略) (4) 第9号に規定する「本所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、Q Boardへの新規上場申請者は、a、d、dの2、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。 a～c (略) (新設) d～o (略) (5) (略)</p>

付 則

この改正規定は、平成16年8月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者又はQ Boardからの上場市場の変更若しくはQ Boardへの上場市場の変更を申請する者から適用する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p><u>(d) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項(有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)cの2に規定する主要な事業活動の前提となる事項をいう。以下同じ。)</u> <u>について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。</u></p> <p><u>(e) (略)</u></p> <p><u>(f) (略)</u></p> <p>b (略)</p> <p>c 第3号関係</p> <p>(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、<u>次に掲げる事項</u>が分かりやすく記載されていること。この場合において、優先出資証券の上場を申請するときは、普通出資の総口数が増加した場合に優先出資の希薄化が生じるおそれがある旨及び当該希薄化への対応方針についても分かりやすく記載されていること。</p>	<p>1. 第2条(上場審査)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類(有価証券上場規程第3条各項の規定に基づき新規上場申請者が提出する書類をいう。以下同じ。)及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。</p> <p>a 第1号関係</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(d) (略)</u></p> <p><u>(e) (略)</u></p> <p>b (略)</p> <p>c 第3号関係</p> <p>(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、<u>新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項</u>が分かりやすく記載されていること。この場合において、優先出資証券の上場を申請するときは、普通出資の総口数が増加した場合に優先出資の希薄化が生じるおそれがある旨及び当該希薄化への対応方針につ</p>

イ 新規上場申請者及びその企業グループの財政状態及び経営成績、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項

ロ 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る次に掲げる事項

(イ) 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項

(ロ) 許認可等（有価証券上場規程に関する取扱い要領2.(4)cの2に規定する許認可等をいう。以下同じ。）の有効期間その他の期限が法令、契約等により定められている場合には、当該期限

(ハ) 許認可等の取消し、解約その他の事由が法令、契約等により定められている場合には、当該事由

(ニ) 当該新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生していない旨及び当該要因が発生した場合に事業活動に重大な影響を及ぼす旨

(b) ~ (d) (略)

d (略)

(3) (略)

4. 第5条(Q Boardへの上場審査)関係
(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討す

いても分かりやすく記載されていること。

(新設)

(新設)

(b) ~ (d) (略)

d (略)

(3) (略)

4. 第5条(Q Boardへの上場審査)関係
(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討す

るものとする。

a 第1号関係

(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえ、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途、リスク情報としての性格を有する情報等、投資者の投資判断上有用な事項が分かりやすく記載されていること。

この場合において、リスク情報としての性格を有する情報とは、事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況、新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項に係る1.(2)cの(a)口に掲げる事項等、投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項に関する情報をいうものとする。

(b)～(e) (略)

b・c (略)

d 第3号関係

(a) 新規上場申請者の企業グループの主要な事業活動の前提となる事項について、その継続に支障を来す要因が発生している状況が見られないこと。

(b) その他公益又は投資者保護の観点から適当と認められること。

(2) (略)

るものとする。

a 第1号関係

(a) 新規上場申請書類のうち企業内容の開示に係るものが法令等に準じて作成されており、かつ、新規上場申請者及びその企業グループの業種・業態の状況を踏まえ、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策、公募増資の資金使途、リスク情報としての性格を有する情報等、投資者の投資判断上有用な事項が分かりやすく記載されていること。

この場合において、リスク情報としての性格を有する情報とは、事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況等、投資判断に際して新規上場申請者のリスク要因として考慮されるべき事項に関する情報をいうものとする。

(b)～(e) (略)

b・c (略)

(新設)

(2) (略)

付 則

- 1 この改正規定は、平成16年8月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者の株券又は優先出資証券の審査及び同日以後にQ Boardからの上場市場の変更若しくはQ Boardへの上場市場の変更に係る申請を行う株券の審査から適用する。
- 2 平成16年8月1日から平成17年7月31日までの間に終了する事業年度の終了前の審査においては、改正後の1.(2)c又は4.(1)aの規定に適合しないときは、それぞれ改正前の1.(2)c又は4.(1)aの規定を適用する。

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係 (1)~(10) (略) (11) 上場契約違反等 第12号に規定する「<u>上場契約について重大な違反を行った場合</u>」には、次に掲げる場合を含むものとする。 a~c (略) (12)・(13) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年8月1日から施行する。</p>	<p>1. 第2条(上場廃止基準)関係 (1)~(10) (略) (11) 上場契約違反等 第12号に規定する「<u>重大な違反を行った場合</u>」には、次に掲げる場合を含むものとする。 a~c (略) (12)・(13) (略)</p>